

令和7年第4回羅臼町議会定例会（第1号）

令和7年12月9日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第66号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第53号 令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第54号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第55号 令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第56号 令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第57号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第59号 羅臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第14 議案第60号 羅臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第15 議案第61号 羅臼町企業立地振興条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第62号 羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第63号 羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第64号 財産の取得について
- 日程第19 議案第65号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤晶君	副議長	9番	小野哲也君
	1番	米井宏喜君		2番	浜岸昭仁君
	3番	小川雅勝君		4番	山下竜哉君
	5番	加藤勉君		6番	田中良君
	7番	高島讓二君		8番	松原臣君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	川端達也君
教育長	石崎佳典君	監査委員	松田眞佐都君
企画財政課長	鹿又明仁君	企画財政課参事	三宅悠介君
総務課長	湊慶介君	町民環境課長	野田泰寿君
納税担当課長	鹿又芳弘君	保健福祉課長	本見泰敬君
保健福祉課参事	七海隆之君	保健担当参事	飯島祥子君
産業創生課長	飯島東君	まちづくり担当課長	伊藤芳征君
建設水道課長	佐野健二君	学務課長	八幡雅人君
社会教育課長	長岡紀文君	会計管理者	大沼良司君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	平田充君	議会事務局次長	堺勝敏君
--------	------	---------	------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和7年第4回羅臼町議会定例会を開会いたします。

本定例会は、ペーパーレスを目的としたタブレットやパソコンの持ち込みも許可しております。また、報道機関や行政のカメラ及びパソコンの持ち込みも許可しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番小川雅勝君及び4番山下竜哉君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から12月11日までの3日間とし、議案調査のため12月10日の1日間は、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月11日までの3日間とし、議案調査のため、12月10日の1日間は休会としたいと思います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査の結果について報告がありました。

次に、11月12日、東京都において開催されました第69回町村議会議長全国大会に出席いたしました。資料は議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

第4回定例町議会に際し、議員の皆様の御出席を賜りましたことにお礼を申し上げます。

また、本日は高校生の傍聴もあり、いつもと雰囲気は違いますが、高校生の皆さんが、町の取組や行政活動に少しでも興味を持っていただけるよう期待するところであります。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、昨夜23時15分に青森県東方沖地震が発生し、その後23時23分に太平洋沿岸津波注意報が発表されました。津波注意報が発令され、町長以下、職員が順次集合し、同時刻に羅臼町災害警戒本部を立ち上げました。

即座に中標津警察、根室振興局、羅臼消防署などの関係機関と情報共有を図り、気象庁からの情報を注視して対応をいたしました。

0時29分に羅臼町郷土資料館を指定避難所として開設し、その後、町内4か所の指定避難所を開設いたしました。避難者はおりませんでした。

6時20分に津波注意報が解除となりましたので、同時刻に羅臼町災害警戒本部を解除といたしました。また、9時現在、町内での被害はない状況であります。

しかしながら、気象庁からは一週間程度、北海道三陸沖後発地震注意情報が発表されておりますので、引き続き、関係機関との連携を図り警戒体制を取るとともに、町民には大規模地震の発生に注意し、すぐに避難できる準備をしていただくよう注意喚起として周知をしてまいります。

2件目は、羅臼町立幼稚園・羅臼町立小学校の閉園・閉校式典についてであります。

令和7年12月7日、日曜日の午前9時から、羅臼幼稚園と羅臼小学校の閉園・閉校式典を執り行いました。31名の来賓、42名の保護者や町民の皆様が参列され、園児、児童、教員を含め、246名が参加されての式典となりました。

実行委員会制作のスライドショーでは、幼稚園と小学校の活動や授業の様子、町の風景が映し出されると、子供たちから歓声が上がり、とても和やかな式となりました。

同日の午前11時から、春松幼稚園と春松小学校の閉園・閉校式典を執り行いまし

た。33名の来賓、74名の保護者や町民の皆様が参列され、園児、児童、教員を含め、229名が参加されての式典となりました。

校内にはハッピーメモリーズとして、写真展やアルバムなどの展示のほか、幼稚園ではスライドショーの上映、ロビーに装飾を施しており、閉園・閉校式典に向けた雰囲気づくりを行っておりました。

実行委員会制作のメモリアルムービーでは、残り少ない春松小学校で、思い出づくりを大切にす気持ちや、統合に対する子供たちの思いが伝わる映像を拝見しました。

また、園児・児童による合唱では、「かわらないもの」という歌を披露し、涙ぐむ保護者や教員の姿も見受けられました。児童代表からは、「この学校で学んだことや経験したことを、これからもそれぞれの場所で生かしていきたい」という言葉があり、子供たちにとっても統合は大きな覚悟であると、改めて実感したところでもあります。

両園・両校から園旗、校旗が羅臼町に返還され、長い歴史に終止符が打たれました。

令和8年4月からは、知床未来幼稚園、知床未来小学校を新たな学び舎として、幼小の連携をさらに強化し、より良い教育環境を構築するため、しっかりと取り組んでまいります。

3件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、令和7年12月4日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケは昨年同期と比べ、数量、金額ともに半減しております。

マスは全体でも17トン程度の水揚げにとどまっており、単価が3倍になっていても、昨年と比べてみても約2,200万円の減であります。

期待をしておりましたイカも、現在のところ、昨年から見ても数量では同じく推移しておりまして、単価の影響で約4割増となっております。

スケソは横ばいではありますが、タラが約2億3,000万円ほどの増となっております。

カレイ類はほぼ横ばいで推移をしております。

メンメは横ばい、エビ漁につきましては単価が倍以上となっているため、金額ベースでも倍以上の結果となりました。

先月で終漁を迎えた秋サケ漁であります。全国的に大不漁となっております。羅臼も例外ではなく、悪いと言われた昨年から見ても、総水揚げで約788トンしかとれず、単価が約2倍となったにも関わらず、約28億円の減という結果でありました。

そのほかの魚種に含まれますが、近年はフグなどの温暖な地域でとれる魚が大量に漁獲され、また、ブリも昨年と同様に水揚げされており、合わせて約10億円の水揚げ金額となっております。

このような状態が続くことも予想し、ブリやフグなどの魚種変換への対応も含め、羅臼漁業協同組合や業界全体と協議の上、必要であれば、北海道や国への要請も行っていかな

ければならないと思っております。

これまでの総水揚げは、昨年同期と比較して約30億円の減となっております、羅臼漁業協同組合の当初の計画に届かないが、何とか黒字決算になるのではという見解は聞いておりますが、このような状況が続くとすれば、漁民はもとより水産関係者や町民、また、羅臼町の経済にとって大打撃となりますので、羅臼漁業協同組合としっかり連携、相談の上、様々な方向からこれまで以上の対策をしていく必要があると考えております。

今年も残り半月となりましたが、1月から本格化していくタラ・スケソ漁、そしてウニ漁が好調であることを願うとともに、天候の変化に十分留意され、事故のない操業を願うところであります。

行政報告につきましては以上でございます。

◎日程第5 一般質問

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 通告に従い、質問させていただきます。

本日の質問は、ガバメントハンター報道に伴う本町の熊対策における行政・猟友会連携体制の発信についてでございます。

テレビ取材等の影響により、ガバメントハンターという呼称が一人歩きし、本町が職員をガバメントハンターとして雇用しているかのような誤解が一部に生じています。

しかし、本町の熊対策における出動体制は、あくまで長年にわたり行政と猟友会が連携して築いてきたものであります。

まず、地域における草刈りや電気柵の設置など、熊の出現を予防するための安全確保対策を行い、それでも危険が続く場合に限り、最終手段として捕獲措置を行うという明確な流れが存在します。

また、熊駆除に使用される実包費については町が負担しており、職員個人の趣味や私的活動として行っているという誤ったイメージが広まらないよう整理しておく必要があります。

今後、誤った認識を防ぐためにも、メディアや町民、観光客に対し、本町の熊対策の正確な姿勢と行政・猟友会が培ってきた良好な連携体制を町長から発信していただきたいと考え、次の事項についてお伺いいたします。

1番、ガバメントハンター呼称による誤解について。

ガバメントハンターという呼称が一人歩きし、本町が職員をガバメントハンターとして運用しているというように受け取られる可能性について、町としてどのように認識しているのかお伺いいたします。

2番、本町の熊対策の正しい運用について。

本町の熊対策における撃つ前の手順（予防、追い払い、安全確保、現場確認等）について、町としてどのようにメディアや町民へ説明しているのかお伺いいたします。

3番、行政と猟友会の連携体制について。

これまで築いてきた行政と猟友会の連携体制を、町としてどのように評価しているのか。また、今後、町長としてこの連携の価値や安全重視の体制を誤解なく発信していく考えがあるのかお伺いいたします。

4番、反対意見や苦情への対応について。

ガバメントハンターに対する理解が広がる一方で、誤解に基づく反対意見や苦情の増加も予想されます。こうした問い合わせが現場職員の負担にならないよう、町としてどのような対応や仕組みを考えているのかお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま米井議員から1件の御質問をいただきました。

ガバメントハンター報道に伴う本町の熊対策における行政・猟友会連携体制の発信について、4点の御質問でございます。

1点目は、ガバメントハンターという呼称による誤解についての御質問ですが、全国各地で発生している熊被害が顕著になった今年の夏以降、ガバメントハンターという呼称をメディアを通じて耳にするようになり、当町の職員も取材を受ける機会も多く、急激に身近な存在となっております。

ガバメントハンターは、狩猟免許を保有する公務員で、鳥獣対策を行う人材と理解しております。羅臼町で狩猟免許を所持し、鳥獣対策を担っている職員は、全員一般行政職員で、その業務の傍ら、熊出没などの緊急時には、優先的にパトロールや捕獲、猟友会や警察との調整などを行う存在であり、非常に負担の大きい職責を担ってっております。

議員のおっしゃる誤解というところで申し上げますと、ガバメントハンターは鳥獣対応の専門家であり、それ以外の業務を行っていないのではという誤解への危機感かと思いますが、羅臼町においては、勤務内容の重要性も含めて頼りになる存在として町民から理解をされており、誤った思い込みによる苦情は一切受けておりません。

しかし、今後、全国的に誤解が生じることがあるのならば、国、道とも連携し、その負担の大きさや責任の重さについて広く周知をしてまいります。

2点目は、本町の熊対策の正しい運用についての御質問ですが、銃を持つ前の手順の事前周知について、町民向け、メディア向けともに実施しておりませんが、ヒグマ捕獲の際には、役場、知床財団、中標津警察ほか関係各所の協力により、住民周知、安全確保を徹底しております。

3点目は、行政と猟友会の連携体制についての御質問ですが、羅臼町ではニュースで見聞するような行政と猟友会とのあつれきはなく、連携体制は良好であると理解しておりま

す。

猟友会の方々には、熊出没情報があった際には、急遽の出動を願うことも多く、多くの御負担をおかけしておりますが、御協力いただいております、長年にわたる功績、行政との友好関係の保持につきましては、深く感謝をしております。

また、狩猟免許を持つ町職員は、全員猟友会羅臼部会に加盟し、日頃より交流、情報交換を積極的に行っているほか、猟友会への入会を条件に免許取得費用の補助を行うなど、会員の増加及び狩猟技術の向上、継承への支援を実施しており、円滑な連携体制の強化が図られております。

4点目は、反対意見や苦情への対応についての御質問ですが、現在のところ苦情は一切受けておりませんが、先般、熊被害対策等に関する関係閣僚会議にて決定された「クマ被害対策パッケージ」において、過剰なクレームによる対応萎縮を招くことがないように、クマ対策実施の理解醸成についての支援が環境省より提言されるなど、国全体での積極的な対応が図られておりますので、羅臼町においても人命を第一優先として、毅然とした対応を取ることでクレーム抑制に努めてまいります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） まず、町長に感想というか、今メディアのほうにも取り上げられて、一職員の方が表彰も受けるということで、すごく羅臼がまた違った意味で、いいイメージで評価されているこの現状を、町長側としてどう評価しているかというところをお伺いしたいです。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今おっしゃっていただいたのは、多分流行語大賞のベスト10に選ばれて、当町の職員がその表彰に招かれたということであろうかと思えます。

先ほどもお話ししましたが、夏以降、このガバメントハンターという言葉が先走りをしてしまっていることは事実だと思っております。

しかしながら、今回の表彰に当たって、そういったことが懸念されるから表彰に行くなとか、そういったことは一切申しておりませんで、逆に長年の功績、今いる役場職員が鳥獣対策に対する功績というものが、しっかりと理解をされていたのだと捉えているところでありまして、これは良いほうに考えて、ポジティブに捉えているところでございます。

しかしながら、そのガバメントハンターという横文字の部分でガバメント、これは国であったり、そういった例えになると思いますが、そういったものと地方行政団体というのが、その言葉に合致するのかなんていう言葉尻を捉えていく、訳し方によって全然違うような捉え方をする方々もたくさんいらっしゃいます。それによって、ガバメントハンターと猟友会という今まで御協力をいただいた、羅臼とは非常にいい関係を築いてきたと思っておりますが、そういった方々との住み分けみたいところで、逆にガバメントハンターがいれば、猟友会は要らないのではないかなというような、極端な意見があるのも

承知しております。

しかしながら、今、羅臼町では、意見ですとか苦情ですとか、そういったものは一切受けておりませんので、この表彰を受けたであったり、羅臼町に一般職ではありますが、専門的な業務として従事をしていただいていること、また、非常に危険な場面もございますので、そういったことに取り組んでいただいていることについては強く評価をし、また、感謝をしているところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 私もすごく良いことだったなど。猟友会の一員として、大好きなメンバーの一人があのように表彰されるというのは、僕もすごくうれしく思っていて、それと同時に、羅臼町の猟友会とか行政とのこの体制というものが、評価されることになるのかなと思っています。

僕も猟友会に入ってというか、銃を持つようになったのはもう10年前で、12年前に追い立て役として参加したのが始まりだったのです。そのときは鹿だったのですけれども、その追い払い役をやったときには、追い払い役が2人しかいないときもあって、そのときに猟友会のベテランの先輩たちが追い払い役の人も銃を持つことがあったのだったら、もう少し成果が上がるのだよなというところが、僕の銃を持つきっかけだったのです。

それから、いろいろほかのメンバーも加わって、今24名で、猟友会の中で増えることになっていて、すごく今の状態は最高にいい状態かなと思っています。鹿の駆除をしていながらも、その間ではやはり狩猟者として最終的な目標ではないけれども、いつか来るであろう熊の対策の情報というものを常にもらう機会があるのです。今回、銃を置いた方とかもいるのですけれども、その方には、ほとんど熊の猟をしたときの危険だったエピソードというのをすごく聞くのです。なので、やはり銃を持つということは、いいことではなくて、マイナス面をどんどん情報として蓄えていって、より自分自身で安全な狩猟をする、有害駆除をするという、本当に学びの場で、僕10年、銃を持ってからだったのですけれども、10年間必要だったなど、すごく自分の中で感じているのです。

それで、今回このように、吹雪と熊というマイナスイメージばかりの羅臼町が、その熊の話題でプラスなイメージになりつつあるという、この状況はすごくチャンスだと思うのです。今回、メディアで取り上げられたときに、せっかくの町長のいいパフォーマンスの場が、本当に何秒かでしか切り取られていなかった。やはりメディアというのは、自分たちのいいように使うというか、自分たちがほしい情報を編集して流すというような、結構自分勝手なところもあるので、やはり今この体制があるのも、町長がおっしゃったとおり、猟友会と行政との今までの長い月日培ってきたものがあるからこそ、この状態があって、それが今のクマ対策パッケージの内容を、ほとんど網羅しているという状態になっていると思うのです。

なので、今後メディアとかの対応というところで、ぜひ今、職員がどういう体制で動い

ているとかではなくて、やはりその過程というものをしっかり町長のほうから発信していただけないかなというところが、まず一つの目的なのですけれども、そのところ、ちょっと町長の意見をお伺いしたいです。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 確かに、何度かテレビの取材を受けたりもしました。主役が職員でしたので、私はほんの何秒で終わりましたけれども、羅臼町長としての発信ということになると、非常に難しい面もたくさんあると思います。その一言で、羅臼町全体がそういうことなのだという間違った発信になってしまわないような気遣いもしなければいけないということもあります。

ですから、慎重にやらなければいけないのかなと思っています。特に熊対策については、全国的にいろいろな場面で話題になっている。当然ながら、動物愛護という観点から反対をされる方もたくさんいらっしゃるでしょうし、また逆に、私ども羅臼町としては人命が第一ですと、町民の命を守るのですということところが第一ですから、だからといってむやみに駆除をするということはありませんが、危険な熊、アーバンベアといいますが、そういうものに対してはしっかりと対応していくと。

それ以前に、ハンターというような呼称を使うと、何かいつも撃っているのではないかと、そういうように感じる国民の方は多いのだと思います。しかしながら、先ほど言っているうちの職員であったり、猟友会の方々もそうだと思いますが、熊対策については、それ以前の、例えば熊が町に出ないようなそういった試みであったり、活動であったり、町民の皆さんこそぞって協力をいただいて、やぶを刈ったり笹刈りをしたり、約8割以上がそうなのではないかなと思っています。

ですから、熊が市街地に出てこないような取組をするというのが鳥獣対策の主な仕事でありますので、銃を持っているからといってむやみやたらに熊を撃っているなんていうことはあり得ない。羅臼町では全くあり得ませんので、そういったことも含めて、ガバメントハンターと言われる人たちの日頃の活動、それから羅臼町の猟友会の方々がいかに協力的に、好意的に行っていただいているかということについては、機会があればしっかりと配信をしてまいりたいと思っていますし、余談になりますが、先日Y o u T u b eを見させていただきました。車の中でずっとお話をしておっしゃっていることはそのとおりだと思っておりますし、猟友会の方々もそう思っているのだらうと安堵したところでございます。米井議員につきましても、ぜひ好意的な発信をいただければありがたいなと思います。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） ありがとうございます。

ちょっと動画を見てもらったということで、今後話す内容がちょっと変わってくるのかなと思うのですけれども、先ほど言ったハンターへのイメージというところで、やはりガバメントハンターというのが和製英語ということで、公務員のハンターだということで、

海外のほうに行くとかバメントハンターという呼称をしないらしいのです。ワイルドキーパーとか、何かそういうような呼び方になっていて、ハンターという横文字はどちらかというとなんと本当に趣味でやっているトロフィー、要は頭、そういうものを例えば確保するような、ちょっとマイナスな乱暴なイメージを持たれるというのが海外のイメージらしいのです。

なので、例えば自然遺産というところを考えると、やはり羅臼町は世界自然遺産を持っている町なので、バメントハンターを雇っているといったときに、海外の方がハンターということで、少なからずマイナスなイメージを持ってほしくないなとちょっと懸念しているところなのです。

今後、クマ対策パッケージとかが出されて、8年度からの予算とかそういうところで、いろいろ動くと思うので、まだまだ詳しい内容は決まっていはいないとは思いますが、羅臼町ももともとは猟友会の対応とかも、すごくよく丁寧に行ってくれているなと思っているのですが、バメントハンターが生まれやすい環境を作り出した羅臼町の体制を維持する上で、今後大切なものは何だと考えますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今現在の状況、これはやはり維持していきたいなと思っています。ほかの町のことをどうこう言うつもりはありませんが、いろいろな問題が起きているという報道もされております。ですから、やはり猟友会との関係というのは、これからもしっかり行っていきたく思いますし、その関係がバメントハンターと言われる、バメントハンターとここで言うのはどうか分かりませんが、職員に銃の資格を持っていて猟友会に加盟している人がいるということは、非常に大きいのだと思っています。ですから、職員としてそれに従事をしていただく人というのは、これからも求めていきたく思っていますが、米井議員おっしゃるとおり、長年の経験というものがなければ、なかなか熊に対応するということはできませんので、早いうちから職員の要請であったり、また、そういったスキルをお持ちの方の雇用も含めて、しかしながら、ライフルを持っていても熊のことが分からない方はたくさんいらっしゃいます。そこはやはり、猟友会の長年の経験で御指導いただければなと思っていますところでありますので、そういった関係を今後もしっかりと確立していきたく。

また、ほかの地域と違うのは、知床財団という組織があって、そこも鳥獣対策に携わっていただいていると。また、その中で、ライフルを持っている方もいらっしゃいますので、そこの連携も含めてしっかり行っていかなければいけませんし、今、緊急銃猟という制度もできましたが、ここは行政の責任において、それが行えるという形になっておりますが、その場合であっても実は私が命令をすることになるのです。しかしながら、では私がそれだけの経験やスキルを持っているかということと、また違う。そういった意味で、職員の中に日頃からコミュニケーションを取れる、意思疎通ができる職員がいるというのは、これは非常に助かる重要なことだと考えておりますので、今後も今の体制を維持でき

るよう努力してまいりたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） やはり、すごく危険を伴う活動ではあるので、自分自身で動き出してとるといような、環境を作り出すというのがすごく大事だと思うのです。なので、羅臼町はそのままいつものとおりにやっている状態なのですけれども、やはりこうやってメディアに取り上げられることによって、眠っているそのハンターを雇っていこうみたいな、というふうにその順番が変わってしまうというところに、ちょっとその羅臼町の発信、羅臼町その第一人者としてのそのお手本となるような責任として、しっかりそれまでの過程というものを説明していく機会があれば、ぜひしてほしいなと思っているのです。

有害鳥獣駆除とかの過程も先輩たちに聞くと、もともと鹿の有害駆除って羅臼は決まった日に全員で行うと。でも、ほかの地方だと有害駆除はその期間が設けられて、個人がとって、尻尾を切って写真を提出して、それで一頭幾らというような体制を取っているのですけれども、結局、個人がやっているのは競争になってしまうのです。なので、ちょっと縄張りを持っているとか、そうなる、いい情報とかも教え合わないような、そういう猟友会の中でも羅臼町とはちょっと違った体制があって、もしこれがハンターを育てるために羅臼町みたいな体制にしようとする、必ず反対意見が出ると思うのです。

なぜかという、もうそれだけで生活している人がいるので、なので、もうそれプラス行政も中心にして学び合うというような機会を設けていくというのが、ほかの自治体でも必要なかなと思って、そのガバメントハンターひとつ、町で、市で雇うにしても、やはりその猟友会との関係性とか、その地域の環境によって、それまでの過程というのは全然違うと思うので、羅臼町みたいな小さな町であるなら、今のような決まった日に有害駆除があって、ただ効率だけを求めるのではなくて、やはりハンターの学びとしての時間として確保されているよというところを、しっかり配信してほしいなと思うのです。

この前も僕の一般質問のときに言ったと思うのですけれども、この猟友会との体制というのは、本当に羅臼町の一つの財産だと思うのです。この羅臼の猟友会も、もともとは個人でやっていて、町民の苦情が多く、それで町と猟友会で協議して今の体制になったらしいのです。なので、最初からそういう苦い経験があって、今のこのすばらしい体制があるということだったりするので、やはりそこを今から作っていくというのは、ほかの自治体では大変難しいことかと思うのですけれども、ぜひその羅臼町の価値として、知床の自然遺産とともに生活している町としての価値というところを、しっかり配信してほしいなと思っています。

今後なのですけれども、クマ対策パッケージというのが、僕もまだそこまで熟読していないのですけれども、これから8年度の予算とかで、今までの予算という国から下りてくる補助金とか、そういうところが充実されてくるのかなと思っているのですけれども、

今の段階で、例えば、しつこいようですけれども、銃所持許可免許に係る費用とか、あと弾の経費とかという部分で、これも手厚くなるよというような予想になるものというのがあるのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） これからいろいろなところが、ただ、出てきたものに関しては、例えば、ガバメントハンターと言われるような職員の人件費の費用を負担するですか、それからかかっている費用、そういったものも含めて、これから細いところもどんどん検討されていくのだろうと思っております。

そういった中で、下りてきたものがどういう形で下りてくるか、そのことによって、いろいろとまた対策を考えていかなければいけないかなと思っております。

羅臼町のように、三つの組織で協力し合って熊対策をしているというところは少ないと思います。三つの組織というのは、羅臼町役場、それから猟友会、財団というこの三つのところで組織をしておりますので、そういった人たちとしっかり話し合い、連携をしながら、かかるものをどう見ていくかということも含めて、今後の課題として、しっかり検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 補助金というか交付金になるのですよね、きっと。町と猟友会と環境省と、環境省とかは国有林が担当になるので、やはり町に出てきた熊への対応というのは、猟友会と役場職員での協議とかに特になると思うのですけれども、そのこの三つの関係というのは、今まさにいい状態ではあると思うので、これを維持しつつ、いつでも見られてもいいような体制でいてほしいなと思っております。

なかなか一般の方とかは耳にすることはない内容かもしれないのですけれども、今後、交付金によって支援する内容として、ガバメントハンターの人件費ということなので、羅臼町の環境が作り出したその一つのポジションではあるのですけれども、やはり国からこういう交付金の下りに関しては、ガバメントハンターという呼称は、やはり雇っていますというような方の体制にしないでほしいと思います。

町長にちょっとお願いしたいのが、24名いますけれども高齢化はやはりすごく進んでいて、自分の中でも、今回超ベテランのハンターの方が銃を下ろしたというようなこともあるので、継承というものをしっかり継続していかなくてはならないので、やはり人材確保というところはしっかりやっていきたいので、魅力あるというか、補助というものをしっかり今以上にもう少し手厚くしてほしい。あとはパッケージを見ると、安全装備とかの準備とかも入っているのです。今までは目立つ帽子とベストを装備していたり、あとは自分たちでいろいろ必要なものを準備したりもするのですけれども、今度は、例えば熊に対してはヘルメットとか、あとプロテクターとか、そういうものも例で挙げられていたのです。なので、今後、よりモデルとして見られるのであれば、そういうものもどんどん取り入れて、最初はちょっとやりづらいかもしれないのですけれども、そういうものも猟友

会に勧めていってほしいなというのもありますし、あと研修とかも行うということも書いています。あと、箱わなとか電柵とかも書いているので、これは今までもやっていることではあるので、よりゾーニングに対しての手厚いものを強化してもらえたらいいかなと。今、ドローンも最近取り入れたりしていますけれども、進んだことはやっていると思うのですけれども、今後そういう手厚さというところはモデルの自治体としては必要かなと思っています。

そのような内容、これから取ろうかなと思っている人の、少し後押しができるような体制として、広報の一覧で補助しますよだけではなくて、もう少しこんなこともありますよというような内容を、膨らませて発信してほしいなという願いがありますけれども、今後、来年度に向けて方向性をお伺いしたいです。お願いします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 猟友会の方々、それから、この熊対策に携わっている方には本当に心から感謝をしているところがありますので、過度なことはできないとは思いますが、そういったこともしっかり相談の上行ってまいりたい。ただ、そこにしっかり対応していく、対策を打っていくに当たっては、やはり町民の理解というのも当然ながら必要になってくると思います。

今年の夏頃、ちょうど今日いらっしゃる高校生の通学路で鹿が襲われるということがありました。ああいったことがメディアに出ると、非常に町民にとっても観光で来られた方にとっても、不安になるだろうと思っています。しかしながら、知床という環境の中では、そういうことも起こり得るということも、しっかり考えて生活をしなければいけないので、町民一人一人の皆さんがそういった認識を持ちながら生活をしていただけるような取組も含めて、羅臼町としてしっかり対応していきたいなと思っています。

それと、最初におっしゃっていた後継者の問題についても、これは例えば熊対応については、短期と中期と長期でしっかり対応していかなければいけないかなと思っています。短期については、今そこに迫っている危険に対して、すぐ対応していただくということになれば、今いるの方々をお願いをするしかないと思っています。中期的には、そういった思いを持っている方に対してアプローチをしていくということになると思います。それから長期については、若い方々に対して、当然ながら銃を持ってから今10年かかると言われていますので、できるだけ若い人にそういった思いのある方を増やしていく、探していくといった意味では、今、職員の若い方でも一人、そういうものを目指している職員もいますので、また、銃を日頃扱っていて、その仕事を終えた後に、そういった方々に今度は熊の知識を得た上で従事をしていただくというようなことも、実はこれは羅臼町発信でした、最初。そういった発信もさせていただいております。これをあまりあれすると、いろいろな意見がありますから、ここでは控えさせていただきますが、銃を日頃扱うことのできている職業の方々を中期的に、まだお若いですから退職した後に、行政として雇い入れていく、それに携わっていただくというようなことも必要ではないかなという投げかけも

しているところでありますので、そういった取組として進めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） ありがとうございます。

僕は10年たったので、ハープライフルを手放すことになったのですが、今回役場職員のほかの子に譲ることになって、女性ハンターが生まれることになります。なので、そういうふうに銃もスライドさせて、なるべくお金がかからないようにということなことで、猟友会の先輩たちもやはりそのところが心配なのか、僕の場合は、弾を自分で作ったほうが安く上がるので、道具を譲ってもらったりとかという体制というのができているので、そこに多少町の手助けとかがあればすごくいいなと思っています。猟友会に入ったりとか銃を所持する上で、本当にこんなにお金がかかるのだなというようなことで、自分はもう興味だけで入ってしまった部分もあるのかもしれないのですが、銃だけではなくて、弾、練習するでも撃つ弾は実費でありますし、あと無線とか、やはり本当に個人でやるなら関係ないのですが、有害駆除となると、やはり仲間との連携でやるので無線機が必要だと。歩くときはハンディの無線を持って、車で待機とかもあるので、それだと感度のいい車載の無線機も積むということで、僕も最終的には2台持ってやることになっているので、無線の免許を取ったりその機材を買ったりということで、やはり町に貢献するためには、自分はそこはあまり重きを置いていないのですが、少しでも自分の効率よく連絡取れるようになりたいなということで、購入はしたのですが、意外に一般の方たちが知らない経費というのがかかったりするので、そのところも町では理解していると思いますので、そういうところも手厚くサポートできればいいかなと思っています。

先ほど高校生の通学路の事件とかもありましたけれども、最近ニュースで見たのが、箱わなを仕掛けて、そこに夜中に一般の方が行って、蹴り上げて箱わなを閉めてしまったというような事例があって、それが熊とか、僕が見たのはイノシシだったので、それがもし、ここまでガバメントハンターとか駆除することがいいことに取り上げられたときに、反対意見の方たちがすごく行動に出るといえるのか、ただただSNSで言っているのではなくて、そういう行動に出してしまうというのはすごく怖いなと。夜中に行くと、いざ熊が来るであろう場所に箱わなを置いているのに、そこに行って蹴り上げようとするというのは、本当に熊が出てきたときに襲われることにもなってしまうので、ガバメントハンターみたいなこの体制が進むことによって、反対意見の過剰な行動というのも、少しは頭に置いておかないと、そのときの対応をすぐできるようにしなくてはならないということで、常にそういうマイナスな部分とプラスな部分の背中合わせなことであるこういう活動であるので、今後、ガバメントハンター、公用に対するモデルの町としてのお手本として、十分対応、準備しておいてほしいかなと思っています。

最後なのですが、職員に対する苦情とか、今後継続してやっていく上で、メディアとかにもまた質問されたりとかということになるのですが、注目されるという

けでもハンターにとっては結構つらいのです。実はあまり目立ちたくないのですけれども、そういうふうになってしまうと、問い合わせとか苦情のメッセージとかも寄せられると思うのですけれども、前にも一般質問をしたのですけれども、やはり苦情に対する対応が、毎回産業創生課でやるのかとか、窓口を一か所にしてしまって、また別のところで対応するのかというところで、今後の職員の安心・安全、心身の安全の部分での対応、今の段階で考えられるものをちょっと挙げてもらいたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この苦情に対しては、例えば、夏以降と現在大分変わってきております。夏でしたら、1時間以上も話しているような、かなり批判的な電話等々が鳴り止まないということもございました。しかしながら、ここに来てやはり被害者が非常に多くなってしまうということも影響しているのかもしれませんが、これはメディアの影響も大きいと思います。当初からメディアもかなり変わってきているのです、言い回しが。ですから、当初は熊を保護しよう、保護しようというところでしたのが、今は人命のお話になってきている。そういった意味では、いろいろなところから苦情を送る方も、逆に頑張れよと、頑張ってくれという応援だけで30分も話している人もいますが、そういったところへの対応になっています。

ですから、ただ、さきに申し上げたとおり、羅臼町としては、町民の命を守ります、ここに訪れてきた人たちの命を守るために、熊対策を行っていく。これは撃つということだけではないです。様々な対策を打っていつているのですということ、しっかり理解をしていただくということ、まず、毅然として対応することが大事なのだらうと思いますし、あまりにも悪質な苦情に対しては、しっかりとした対応をしていく。例えば、電話を切っていいというような指示もしなければいけないと思いますし、そういった対応はしっかりしていきたいと思います。

ここは、知床世界自然遺産でありますので、熊との共生・共存というところを、実は長年、国立公園になってから60年間、このことについては、いろいろな方々と一緒に対応してきておりますので、その60年の実績をしっかりと生かして、今後、そういったこともお伝えしながら対応していきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） ありがとうございます。

今後モデルとしてどどんクマ対策パッケージとかも緊急的に対応すること、短期的に取組ことという段階で、羅臼町は緊急的に対応することは、ほとんどできているのかなというところもあって、やはり一歩進んでいる体制ではあるというところで今後注目されるので、やはりいい面と、また、そういう職員に対する負担とかというところも、問題が起きてからではなくて、そこを先取りしてどどん進んでいくというのが、ほかの自治体とかに対してもモデルとして示せる重要な役割を今、羅臼町は持っているのかなと思ってい

るのです。なので、やはり自分たちは羅臼町が当たり前のようにやってきたことが、今、評価されているというのが、やはりその体制はすごく価値があることだと思いますので、ぜひメディアとかの発信というところには、町長の丁寧な説明で伝えてもらいたいかなと思っています。

では、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤 晶君） ここで、11時10分まで休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） 通告に従い、今回私からは2点質問させていただきます。

1点目ですが、温泉熱利用についてです。

昨年度から高温の温泉熱を安定的に取得できる環境が整ったと承知しておりますが、しかしながら現時点において、その温泉熱が町の事業や地域課題の解決に十分活用されていない状況にあります。

そこで私は、この温泉熱を有効活用する施策の一つとして、下水管を利用した融雪溝の整備を提案したいと考えております。これにより、冬期間における町民の除雪作業の負担軽減や町の除雪費用の削減に寄与できる可能性があると考えております。

つきましては、温泉熱の活用について町はどのように考えているのか、今後の検討状況、方針についてお伺いいたします。

2点目は、らうす産業祭「羅来楽」の飲食スペースの公平利用についてです。

らうす産業祭「羅来楽」は、羅臼町予算に加え、北海道からの補助金も投入され、公共性の高いイベントとして開催されております。

また、その運営に当たっては、町長が実行委員長を務め、町として強い関与と責任を持って実施されているものと認識いたしております。

しかしながら、会場の飲食スペースにおいて、一部の地元来場者が椅子やテーブルを長時間占有していると、町民や観光客から意見を伺っております。

全ての来場者が公平に楽しめる環境を確保することは、運営側に課せられた重要な責務であると考えます。適切な運営体制や会場配置や飲食管理などの改善に向け、町として責任を持って取り組む意思があるのかお伺いいたします。

以上、2点についてお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 浜岸議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は、温泉熱利用について、冬期の融雪利用への提案と、温泉熱利用の今後の検討状況と方針についての御質問でございます。

温泉熱の活用につきましては、現在、役場庁舎や羅臼小学校など12施設にて、暖房または給湯、ロードヒーティング用として温泉熱利用をしているところでございますが、令和6年に公募型プロポーザルにより選定したパートナー事業者により、既存井戸を活用した地熱発電の導入と併せて、温泉水を活用した熱交換により真水から温水を造成した上で、市街地区で温水を循環させる方式により、現在活用している施設以外にも利用拡大する提案があり、それらの実現を目指して継続的に検討を進めてきております。

市街地区での温水の循環が実現すれば、温泉由来の利用可能熱量を現状の5倍程度まで増加させることができると推定されており、既存の事業所や飲食店などにおける暖房・給湯などでの活用に加えて、産業振興や企業誘致など様々な活用の可能性があると考えております。

一方で、温泉水の送水管や循環に要する施設整備に一定のコストが必要となることから、補助金などの財源確保の状況も踏まえ、総合的に判断する必要があると考えています。

浜岸議員より御提案をいただきました融雪溝の整備についてでございますが、融雪溝として位置づけることにより、たくさんの方が利用することで、大量の雪を溶かさなければならぬと考えますと、大きな融雪溝を新たに整備した上で大量の高熱水が必要となり、さらには、これらの処理施設も必要となると想定されますことから、既存の雨水施設の利用や新たな施設としても、用地の問題やコスト面などから難しいと考えております。

しかしながら、ロードヒーティングなどによる融雪利用につきましては可能性はありますので、検討を進める中で含めて考えてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、温泉熱の有効活用を図ることで、町内事業者の負担軽減、地域振興、ゼロカーボンシティへの実現などに貢献できると考えており、今後とも羅臼町が有する重要な資源である温泉熱の利用拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

2件目は、知床らうす産業祭「羅来楽」における飲食スペースの公平利用についての御質問でございます。

知床らうす産業祭「羅来楽」は、議員の御質問のとおり、運営費を町や北海道、漁協などの各団体からの補助金で賄っていることや、町内外に広く周知を行った上で開催していることから、公共性の高いイベントと認識しております。

運営につきましては、令和5年度に知床開きと漁火まつりがファイナルを迎えたことに伴い、以前のような町や観光協会、漁協、商工会の主催から、町民自らイベントの立案・運営を行うことにより、一体感をもって地域のにぎわいをつくり、同じ視点で意見を出し合うことにより、発展的なイベントになるよう連合町内会や町内各団体などの代表者で構

成する実行委員会形式で実施しており、町としましても、実行委員会の一員として事務局を担い、運営に取り組んでいるところであります。

開催実績につきましては、令和5年度の知床開きファイナルにおいて6,930人だった来場者数が、令和6年度の第1回「羅来楽」では1万9,237人、本年、令和7年度の第2回「羅来楽」では2万1,248人と大きく増加し、地域のイベントとして着実に成長してきております。

イベントの内容につきましても、知床開き及び漁火まつりからの伝統的な催し物をはじめ、大道芸人の招聘や会場内で羅臼音頭を実施するなど、新たな取組についても大変好評をいただいているところであります。

一方で、議員より御指摘いただきました飲食スペースの利用について、来場者の急増や一部の来場者による長時間にわたる席の占有などにより、十分な飲食や休憩スペースが確保できない状況が発生していることについては、実行委員会にも御意見が寄せられております。

全ての来場者が公平かつ快適にイベントを楽しめる環境を確保することは、イベントの満足度を向上させる重要な要素であり、特に家族連れや高齢者、また、遠方から来場される方にとっては、休憩・飲食の場が確保できるかが、安心して楽しめるイベントとなるかを左右する重要な要素であると考えております。そのため、利用される皆様の立場に寄り添いながら、環境整備に着実に取り組む必要があると考えているところであります。

このことから、会場内のスペースに限りがあることを踏まえながら、飲食及び休憩スペースを可能な限り増やすなど、会場のレイアウトも含め、来場者の利便性が少しでも向上するよう検討するとともに、長時間の占有に対しては、チラシやSNSで事前に周知・啓発を行うことにより、譲り合いの気持ちを持っていただくよう実行委員会において協議を重ね、第3回の「羅来楽」開催に向けた取組の検討を行ってまいります。

町といたしましては、実行委員会での協議を踏まえ、運営面の課題を丁寧に改善しながら、町民の皆様はもちろん、町外より来場される方々にもまた来たいと感じていただけるイベントとなるよう取り組んでまいりますので、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） 大変分かりやすい回答、ありがとうございました。

まず、1点目の温泉熱利用なのですけれども、私自身、毎年冬になると見るのですけれども、今日も見てきたのですけれども、町民の高齢者の方々が道路脇の鉄柵の部分を外して、雪をそこに投げているという状況なのですけれども、今の時期だとああいうのを見ていますと、量も少ないので流れていくのだなというのは分かるのですけれども、これからどんどん雪が降ってきますと、あれが満タンになって、もう入らない状況になっているという姿をちょこちょこ見ているものですから、あれが熱水が流れていってくれるのであれ

ば、市街地区の方々、みんながその部分をもうちよっと開きやすいものに取り替えてもらえれば、そこに雪を投げて、高齢者の方々が冬に少しでも楽ができるのではないかなと私は感じたものですから、なんとかそここのところにならないかなということ、今回のこの質問をさせていただいているのですけれども、その融雪溝の部分というのは、下水とは関係なく、別にやろうということなのですか。この下水を利用してということはできないものなのでしょうか。あの下水、流れるところですよ。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

基本的に羅臼町には、下水というものが存在をしないということになっております。あれは道路やそれ以外の雨水を流すというような水路でありまして、そこに雪を入れるという行為自体も、実は非常にほかに影響を与える行為であると捉えなければいけない。

しかしながら、捨てるところが近くでないという方がそうしていることについては、私も承知しておりますが、それをあえてとがめるとか、そういうようなことは今のところはしておりませんが、例えば、それを周りの人たち皆さんが、そこに捨てていくということになると、相当大きな水路が、融雪溝が必要になってきます。特にそれが海に出ますから、そういった意味では、どこかでフィルターをかけなければいけない。いろいろなものが混ざってくるということで、海を汚すおそれも出てくるというようなことで、それをやるとすれば、かなり大規模な工事を行った上で、それを行っていかないと、なかなか難しいだろうと思いますし、その工事を試算するに当たって、想像するからに相当数の予算が必要になってくるということでもありますので、今現在も市街地区はタイヤショベルで皆さん運んだり何だりということで、結果的には海に行ったりしているのも承知しておりますが、それを止めるというような状況には、羅臼町の場合、雪捨て場というものが少ない場所でもありますから、そこはうまくみんなの理解をいただきながら、進めていくしかないのかなと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） ありがとうございます。

私なんかも見ていると、タイヤショベルですくって持って行って投げて、雨水の流れる部分のあそこに入れて、それが溶けて流れても、海に出るのは同じだと思うのです。別物が海に流れていくわけではなく、それでフィルターか何かできれいにしてから出すということにはならないのです。どちらにしても流れていくのは一緒です、その流れていくものに対しては。ただ溶けているか、雪のままで投げているかという違いで。というのであれば、できればその部分を活用できるようにすればとは思っているのですが、町長が言ったとおり、確かにコストというのはかかるのかなというのを、私自身もそこは納得できることなのですから。

あと、ちょっと気になっているのが、小学校の熱利用からの排水のものだと思うのですが、道の駅下あたりに流れていっているものだと思うのですが、それが湯気

が上がっているものですから、あそこの観光客はよく道の駅から歩いて、車が来ているのを見ながら歩いて渡ったりとか、そういう危険な状況をよく見かけるもので、その部分に関して、押しボタンの信号をつけるというわけにはいかないでしょうけれども、何らかの対策というか、あれはかなり危険だと思うのです。結構危ないと思うのを見ているものですから、それに関しては対策というのは何か考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 道の駅の前横断のお話であろうと思います。ちょっと準備をしていなかったのですが、この件については何度も御指摘をいただいております。あそこはカーブもありますし、そこから来ると横断歩道とか、いろいろなことを国交省、開発と協議も進めておりました。

しかしながら、横断歩道を作るとすれば、道路の関係でかなり上側のほうになるだろうと。それと羅臼町からは、災害対策も含めて歩道橋を造ってくれないかということも伝えたこともあります。歩道橋、それなりの高さにすると津波対策にもなりますし、歩道橋の上から景色もいいだろうなんていう話もしたことがあります。今、国全体の中で歩道橋を整備するという事はなかなか難しい。率先して歩道橋を造るということはないのです、今、国は。ですから、そういった対策と。だから、今はあそこを渡るということについては、なるべく注意喚起をしながら対応しているという状況であります。

あそこに湯気が出ているというのは、確かに最終的にはあそこに温泉水が流れ出ていますので、それとの温度差でああいった湯気が発生するという事になっていますので、それ以前にしっかりと利用していければいいかなと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸議員にちょっと申し上げますけれども、ただいまの質問、通告外の質問でございますので、通告に従った質問の中でできればなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） 大変申し訳ありませんでした。

質問の趣旨がちょっとずれていたというのは、自分でも認識しているところでありますが、この温水熱に関しましては、今後どんどん進んでいくだろうとは思いますが、将来的にはこれが港のほうまで引けるようになるのであれば、今現在使っている2階建て漁港、あそこの中の東側の部分の施設というのは、多分養殖とかそういう関係をやるつもりでああいう施設にしたのだろうとは思いますが、全然今活用されていません。あの部分まで温泉水を引けるようになるのであれば、あそこで養殖とか深層水、両方使えるという環境が整えられれば、そういった漁業者のためにも養殖の施設を拡大していってもらえればと、私は切に願っております。

続いて、2点目のこの「羅来楽」の飲食スペースのことなのですが、飲食スペース側の出店している店舗のほうなのですが、酔客が大きい声で騒いだり、周囲を見

渡す姿が見られたりして、買い物をしようとしていた来場者が、雰囲気が悪くてちょっと近づきづらいと感じる状況があると思います。これにより、子供や観光客などの来場者の購買意欲に影響が出ており、結果として売上げにも影響を及ぼしている可能性があると思います。それで、町としてどのように改善を図っていくのか、会場レイアウトや飲食エリアの見直しを具体的にどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） これにつきましては、実行委員会でいろいろと協議をしていることではありますが、今現在行っているあの会場、組合の下のところについては、当初いろいろ議論をしました。例えば、違う場所がいいのではないかとか、もっと広い場所に移転したらどうなのだろうという意見も交わされましたが、結果的にあのスペースを利用するという方向に決定しております。その上で、昔からあそこの屋根のついた場所というのは、飲食に非常に向いているというようなことでありましたので、そこを利用するということになりましたが、先ほど申し上げたとおり6,000人だったものが1万9,000人に増えているというのは事実でありまして、そういった意味でいうと、そこを利用する方が何倍にもなっているというような状況であります。

もし対策をすれば、休憩スペースや飲食スペースを拡大していくという方向の協議をするか、もしくは時間制にするのですとか、そういったことが考えられますが、時間制にするということをどう徹底するかということになると、これまたいろいろな課題も出てくるのかなと思っております。

浜岸議員おっしゃるとおり、あそこで飲食をされて、当然お酒も入っていたりしますから、非常に騒がしくなったり、また、長時間の占有というのは、これが一番今問題になっているのだろーと思っておりますので、そういったことへの啓発というのは、当然ながらしなければいけません、そこにどうやって訴えていくかといういろいろな方法を考えていかなければいけないのだろーと思っております。そういった意味では、せっかく来られた方が嫌な思いをしないような対策をこれからしっかり実行委員会でも協議をさせていただければと思います。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） ありがとうございます。

あの部分は私も見た限りでは、お酒を飲んでいる人たちがずっと長い時間座っているという感じで、当然観光客も含め、子供たちとかもその席を利用できないということで、子供なんかは道路の端っこの縁石に、ぽつんと何人かで固まって座って飲食しているというような、そんな姿を見ているとちょっとかわいそうだなと感じているものですから。

この「羅来楽」自体に係る経費を見て、私もちょっとびっくりしたのですけれども、町から約930万円、道から300万円、道振興局から100万円、これだけでもざっと1,300万円以上、それに漁組や各事業者から500万円以上、そして花火に充てるお金、それから町からもさらに50万円ぐらいの花火と、かなりの投資をしてやっていると

ということなので、羅臼町の良いところ、良いものを町外の人に知ってもらうためにやっている産業祭ではないかなと私自身は思っているもので、そのためにこのイクラの無料配付とか、ホタテを格安にして、サケの競り市だとか、これを全てやっていると思うのですが、そういった観光客のために、だんだん町民というよりそっちの方向に向いているという感じで、確かに年々人が多く来てくれると大変ありがたいことです。まして、これは町長が一生懸命やっている結果なのだろうと思います。

それに加えて、花火もこれだけ盛大になってきているので、何とか観光客を大事にしてもらいたいという考えがあるので、この先、もしこの場所をまた共栄町の二階建て漁港に移転するのか、それとも、今のままの場所で屋根のついたところの飲食店の部分、最後の上側の部分、屋根一つ分ぐらいまだ空いているままの状態になっているのですけれども、そこら辺をどういうふうな方向に持っていかうと考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 方向性について、今こういうふうにしたいということは断言できませんが、今おっしゃっていただいた上側のところ、あれについても当初そちらも利用しましょうというお話がありました。しかしながら、例えば、漁業者の資材が置いてあるですとか、それから観光船の出入りがあったりとか、いろいろなことで協議がちょっとまとまらなかったということでもありまして、逆に言うと、第一市場のほうはどうなのだとか、いろいろな意見も出ております。また去年は、途中で場所が狭くなったよと、占有している方がいて座れないよということが起きたので、山側の道路に急遽休憩場所を設けたりしております。

来年に向けては、例えばそういった通路や、それから広場もうまく活用しながら、また椅子やテーブルも用意しながら、なるべく休憩場所と飲食というものをしっかり分類するかどうかということも、検討しなければいけないかなと思っていますので、これは御質問の中で、地元の方がという御質問でしたよね。地元の方が占有していると。僕も見ていてそう思います。

しかし、ではその地元の方々をどうするかという問題もありますので、そこはモラルに訴えていくしかないかなと。やはり町民以外の方、観光の方にも楽しんでいただくために、その辺はしっかり考えていただきたいということを、事前にいろいろな方法を使って周知をしていくということに尽きてしまうのかなと。

そうでなければ、もう本当にその場所自体をしっかり管理できるような形にしていくしかない。これもまたお祭りを管理をしていくという意味では、それに対する意見もたくさんあるのだろうと思いますので、今後、まだ9月まで日にちがありますから、それに向けてしっかり対応できるような協議をしまいたいと思っています。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） ありがとうございます。

実際地元の方々があれだけ長時間ああやっていますと、ほかの人たちは同じ地元民でも中にはちょっと入りづらい。まして観光客、子供たちはもっとそれ以上に入りづらいという雰囲気、あそこに集まっている地元の方々というのは、自分たちは地元でこうやってやっているから、これに携わって協力もしているというような考えでやっているのでしょうけれども、そこはやっぱり否定できないので、できれば地元の方々の飲食、アルコールをとるような方々の部分と、観光客向け、アルコールを飲まない人たちの部分を分けてやってもらえればなど私は思っているので、来年の3年度に向けては、何とか検討するだけではなくて、その良い実効性、必ず実施していただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） 次の質問を許します。

9番、小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 通告に従いまして、2点御質問させていただきます。

まず、先ほど同僚議員からも質問がありました熊のことですけれども、熊の状況について、今年の出没及び被害状況は。

2点目、現在の町における対策は。

3点目、今後の熊に対する考察をお伺いします。

続きまして、災害対策についてです。

昨日、非常に大きい地震がありましたけれども、今回は災害、災害はいろいろ難しいのですが、雨ということで質問させていただきます。

近年、温暖化によると思われる豪雨が非常に多発しております。羅臼町においても、今までにない被害が出ているという形をお見受けします。今後も短期的雨量は増加傾向にあると思われませんが、現在の対応と今後の対策をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 小野議員から、2件の御質問をいただきました。

1件目は、我が町における熊の状況について3点の御質問です。

1点目は、今年度の出没及び被害状況についての御質問ですが、令和7年度本日現在、出没件数につきましては、目撃情報が寄せられた件数が延べ246件ありました。被害状況につきましては、水産加工場における加工製品の残渣が食べられるという被害が2件と、個人宅の倉庫の扉が破損したとの報告が1件ありました。いずれも応急的に電気柵を設置し、以降の被害を防いでおります。

2点目は、現在の町における対策についての御質問ですが、羅臼町では斜里町、標津町ほか、関係各所とともに、平成24年度に知床半島のヒグマについての統一された対応策として、知床半島ヒグマ保護管理方針を策定し、その後は平成29年度に第1期知床半島ヒグマ管理計画、令和4年には改訂版となる第2期知床半島ヒグマ管理計画を策定し、実情に合わせて計画の見直しを行いながら、出没したエリアとヒグマの行動段階でのその都

度の対応方針を慎重に決定しております。

なお、熊の出没抑制対策としては、山と人里との間に緩衝地帯を設けるため、主に電気柵とやぶの刈り払い活動による取組を行っております。草刈りの取組は、各町内会の協力や町内の建設事業者による企業貢献活動として毎年実施しており、メディアにも取り上げられていることから、一定の評価はされているものと考えております。

また、電気柵についても、一昨年、ガバメントクラウドファンディングにより全国から寄附を募り、昨年大規模な修繕を行うなど、人と熊との緩衝地帯の確保に、町全体で努めております。

また、市街地区にヒグマが出没した際には、防災無線やLINEなどのSNSを通じて、出没情報を周知し注意喚起するとともに、各学校付近に出没した際には、教育委員会と連携し、登下校の際の送迎を保護者をお願いするなど、常に人命を最優先とした対応に努めております。

3点目は、今後の熊に対する考察についてであります。ヒグマの出没数は、その年のドングリなど木の実や遡上するサケ・マスなどの熊の餌となる植物量と、そもそもの個体数の多寡により増減するものと推察しております。

令和4年に、知床地区全体で500頭程度と推定されている個体数は、令和5年度に羅臼町で71頭、今年度も今日現在で23頭が捕獲されており、現在のところ、おそらく400頭程度まで減少しているものと推定されておりますが、あくまでも推定であり、実数についてはいまだ不透明でありますので、次年度以降につきましても、今年度程度の出没があるものと想定し、適宜対応してまいります。

2件目は、災害対策についての御質問です。

近年、国内でも豪雨による被害が発生しており、羅臼町においても、9月に土砂災害により幹線道路の一時的な片側交互交通や、大雨の影響による建物の床下浸水が発生しました。

悪天候が予測される場合は、釧路地方気象台から情報をいただいております。その内容によって警戒体制を図っております。具体的に、町民向けには防災行政無線や防災メール、公式LINEによる注意喚起をし、釧路地方気象台、羅臼消防署や中標津警察署などの関係機関とは、警戒体制の情報共有を図っております。

また、町内の主要道路であります国道334号及び335号、道道知床公園羅臼線の道路情報についても、釧路開発建設部中標津道路事務所、北海道釧路建設管理部中標津出張所にも連絡体制の確認をしております。

実際に豪雨となり災害の恐れがある場合は、羅臼町地域防災計画の第一非常配備体制として、警戒本部を立ち上げます。土砂災害警戒情報が発令されるなど、危険性が高まった場合には、第二非常配備体制とし、待機職員を増員して出動に備えることや、場合によっては町長が本部長となる第三非常配備体制、羅臼町災害対策本部を立ち上げます。災害が発生した場合は、直ちに町長が本部長となる第三非常配備体制の羅臼町災害対策本部を立

ち上げ、対応をしているところであります。

加えて、気象庁や北海道からの情報次第では、避難所の開設も準備いたします。

今後関係機関と連携し、情報共有を図り、迅速な対応に努めるとともに、町民への注意喚起を図り、災害に備えていきたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

今年、熊被害をテレビで見ない日はありません。そういった状況の中で、私はこの前ちょっとびっくりしたのですが、日銀の総裁がこのことに対してコメントをしております。経済において、すごい災害であるというような話もしておりました。羅臼町においてもその部分はあるのかなと思っております。

まず、具体的に質問させていただきます。電気柵、これが今どの範囲で羅臼町は何パーセントほどやっているのか。これは前にもたしか同僚議員の話で伺いましたが、もう一度お願いできますか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） 前回の議会の中でも、そのパーセントについてと範囲については御説明させていただいたのですけれども、その辺、ちょっとお時間いただけますか。用意します。

次の質問から進めていただければと思います。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） すみません、分かりました。

まず、パーセントは除きましょう。除きまして、町といいますか、町民が住んでいる中で、例えば、市街地区は大体網羅されているのではないかと私も思っています。なのですから、例えば共栄町、海岸町、礼文町、松法町、そういった部分というのは、今どういう状況になっていますか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） 電機柵に関しましては、大まかに言いますと礼文町から共栄町の範囲になっておりますので、そちらにつきましては、パーセントの中には含まない中で運用しております。

あとは熊が出没したときに関しましては、その地区に対して臨時的に電気柵を配備するなどの対応措置を取らせていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 今、礼文町から共栄町までという話がございましたけれども、これは私の感覚が間違いでなければ、礼文町の一部から共栄町の一部までですね。私も礼文町に住んでいますけれども、礼文町に柵があるというのは知っていますけれども、礼文町のほとんどには柵がないと思います。共栄町もしかりだと思います。人は住んでいるわけ

ですから、あと海岸町、岬町、上のほうにしてもそうです。そういった部分を今後どういうふうに進めていきますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 羅臼町は非常に長いところでありまして、そこに皆さん横一列といますか、長い範囲の中にお住まいになっているわけでありまして、これ全てをやるとするのは時間もかかりますけれども、なるべくそういった地域も含めて、しかしながら、例えば、コンクリートの塀があって、そこに雪崩防止の網があるとか、そういったところを除いていく場合もありますので、全てをつなげて電気柵にするということではありませんが、頻繁に出没するところを含めて優先的に行っていくことになるのだらうと思います。全てをということになると、相当な時間と費用を要しますので、優先的などころから進めていくことになると思います。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） その部分で、今、羅臼町は、私もこの質問をするのにいろいろと調べてみましたけれども、うちほど対策をしているところはないです。福島町におかれましても苫前町におかれましても、ここまでやっているところはないです。ないですが、これで町内の何パーセントかをそうやって囲っていますというような状況であるのは、やはりこれからもっと進めていかなければならない。進めていかなければならない部分もスピードを持たなければならぬと思っています。人命に関わることですから。その辺どう思いますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） スピードを持ってやっていくというのは、そのとおりだなと思いますが、この電気柵についても、それをしたからといって100%ではないのです。市街地区は大体網羅されています。

しかしながら、何らかの原因で入り込む、また、川を移動する場合があります。その場合は川のところに電気柵というのはできないのです。そういった意味では、電気柵の内側に入り込んでくるというケースもあります。その場合、電気柵の外にまた戻るということが非常に厳しくなって、その市街地区の中に閉じ込められるという状況も生まれてくるのです。だから、そこにどう対応していくかということもしっかり考えながら、電気柵の設置を考えなければいけないと考えています。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） よく分かります。そういうことがあるからこそ、今またドローンであるとか、そういったものをやり出しているというような形もよく分かります。

ですが、先ほど同僚議員の質問の答えで、町長がアーバンベアという話をおっしゃっていましたが、今はアーバンベアとはまた違って、スマートベアというのがいるそうです。学習して電気柵も超えてしまうそうです。そんなことを考えると、また私たちごっこにはなるのですけれども、でも、実際に電気柵をしていくのが筋であろうと私は

思っております。ですので、これに対しては早期にスピードを持って対策をしていただきたいと思っております。

かなり前になりますけれども、斜里で、ウトロで羅臼岳の登山者が痛ましい状況に遭いました。そのときに、私もいろいろと山登っている人とかにも聞いてみたのですけれども、今までの電気柵の話は、対町民という話なのですが、これからは観光客とかそういった部分も含めると思うのですけれども、ここの部分で、例えば入山するに当たってレクチャーをすとか、そのレクチャーをしないと入山はできないとか、うちの町だけではなくて、先ほども熊のことでは、斜里町、標津町と連携を取っていると言っていましたので、そういう形を今後やっていけないのか、これもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） その件に関しましては、環境省、林野庁も交えて協議をしている最中でございます。

今現在は、羅臼岳、登山はできない状況になっていますが、いずれ登山道をどう開放していくかというときの指針として、一つのしっかりとしたマニュアルを設けなければいけないというようなことは、羅臼町としては伝えているつもりでございますが、これは省庁絡んでいることでございますので、どういった対応をしていくのかということも含めて、多分、この冬に結論を出していかなければいけない課題かなと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

熊に対しては、いろいろと調べてみても非常に進んでおりますので、私からは主に電気柵の設置、そして早急な対応というものをお願いしたいと思います。

続きまして、昨今、温暖化による雨の降り方が何か変わったのではないかとというような印象を非常に受けます。短期間にスコールのような雨が降ると、そういった部分で、逆に言うと今までの工事、これも羅臼町は治山工事というのを非常に多くやっておりますので、いろいろなところいろいろな施設があるわけですが、それでもこの変わってきた気候によって違う災害が出てきているのではないかと思うのですが、その辺どう思われますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 大雨による災害というのは、これは昔からあります。しかし、今御指摘のあったとおりに、雨量であったり、集中的に短期間で大雨が降るですとか、断続的に雨が降ってきて地盤が緩むとか、そういったことが増えているのだろうという感覚は、私も認識しているところでございます。

しかしながら、今、この羅臼町という地形の中で、そこをどうするかということも、いろいろな形の中でハザードマップも含めて、作っていかなければなりませんから、その中で頭を悩ますところではございます。

土砂災害警戒地域というようなことも含めて、では、羅臼町としてどう対応していくの

かというのは、一定のことはお示しはしておりますけれども、そのことは個人個人の意識に訴えていく部分が非常に大きいのかなと思っております。事前にそれを察知できるようになっています。気象情報やいろいろなものがどんどん進んでおりますので、なるべく早めに避難をいただくですとか、そういった意味では、羅臼町としてもなるべく早く対応していくということも、今後必要となりますので、町民一人一人の意識であったり、また、防災メールであったり、LINEであったりというものに、できる限り皆さんに登録をいただいで、早い対応を促していくということが一番効果的なのだろうと思いますので、そのための土砂災害、大雨のときの避難所、例えば昨日のような津波のときの避難所、これは違いますので、その辺も理解いただくような努力もしてまいりたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

次に言おうかと思っていたことを町長が結構言ってくれたので、ハザードマップを見させていただきました。というか、いつも見ているのですけれども、土砂災害警戒区域、これは羅臼町ほとんどなのです。もうほとんどがこの警戒区域になっていると。土石流も出ます、急傾斜地の崩壊もあります、地滑りもあります。こうなったときに、私は、例えばハードの面で言えば、センサーを山に設けるとか、そういった部分というのはあるのだとは思いますが、そういう具体的な今以上の整備というものを考えてはいませんか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今、御指摘のあったセンサーですとか、ほかの方法もあるのかもしれませんが、それを羅臼町が行うということは今のところ考えておりません。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ほかの自治体では、今この気候変動に合わせて豪雨対策基本方針というものを出していると思います。この基本方針に従って動いていくというような形になっているのですが、羅臼町自体はそれを作ろうという考えはございませんか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 現在のところ、そういったものを作る計画にはなっておりませんが、今後この気候の状態、気候変動が進んでいくということになれば、当然ながら必要になってくる可能性はあると思っています。しかしながら、今現時点でそれを作っていくというよりは、今ある制度の中でどう対応していくかということに取り組んでいる最中でございます。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

ほかのところも今の状況の中でやってきて、この豪雨対策基本方針が必要だということで作ってきたのだと思うのです。そういった部分で、今後というのはもっと考えていかなければならないのだろうと思っております。

ちょっと質問の傾向を変えますけれども、町道、道道、国道、町有地、道有地、国有地

ありますけれども、例えば、道道が何か問題が起きると、国道が何か問題が起きると、あえてこの場で聞くのですが、町民は北海道に言うべきなのか、国に言うべきなのか、町に言うべきなのか、それはどちらになりますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） どこに言うかということですか。それは羅臼町でも構わないと思います。羅臼町が受けて、しっかりそれをつないでいくということはあると思います。ですから、羅臼町に言っていただいてもいいですし、例えば国道であれば、問い合わせ先というのもありますから、開発のそういったところに今このような状況なのだという報告をしていただいても構わないとは思いますが、町民の皆さんであれば、羅臼町に今こんな状況になっていますと、例えば道路がこのような状況ですとかというのを、羅臼町にいただければ、そこからちゃんとつなげていくということになると思います。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） その言葉を聞きたかったのです。ありがとうございました。

今日は2件質問をさせていただきました。この2件、今回私が何で選んだかと言いますと、何かこの2件は非常に近年変わってきているような気がするのです。熊が変わってきているような気がします。OSO18、牛ばかり殺した熊ですけれども、この熊をDNA鑑定したら、DNAからもう肉食だということが判明しております。

しかも今年は15件以上、国内で尊い命が亡くなっております。そういったことを考えると、うちの町は指針にならなければいけないのです。

先ほど言った土砂災害のことについてもそうです。羅臼の地形というのは、非常に岩盤が硬い。土壤が硬い。それは岩だからです。岩の上にさらっと土が乗っかっているだけなのです。それが急傾斜地にありますから、急な雨になった場合、それは崩れるのが当然です。そういった部分で非常に工事も入っています。入っているのですが、そのもの自体が変わってきているので、今後対策が必要ではないかと。

熊に対しても、もうアーバンベアやスマートベアというのがいるのです。なおかつ熊に関しては、私は確かに世界遺産という部分もありますけれども、昔やっていた春期管理捕獲、これ自体も考えるのは考えていかなければならないのではないかという思いがあります。そうやって考えると、私が子供のとき、同級生の親で熊撃ちとか鉄砲撃ちの人が何人もいました。それをなりわいにしているという人がいました。それはそういうことをやっていたからなのだと今は思っております。

実際に500頭と言っていましたけれども、これも頭数の割合というのは確か私が聞いている上では前後200頭ぐらいはあるのではないかという話も聞いております。そうなったときに、これ自体一刻の猶予もないのです。今後ともスピーディな対応をお願いしたいということを含めまして、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） 先ほどの質問の答えを、課長。

○産業創生課長（飯島 東君） 電気柵についてですけれども、市街地区はおおよそ80%程度が左右の山を区切られております。隙間がどうしても開くのは、国道がクロスしていたりしますので、全てを囲い切るということはできないので80%程度、これがおおよそ4キロ程度となっております。そのほかにルサ、これの左岸・右岸で650メートル、そして北浜にも100メートル、熊岩のところで300メートル、昆布浜700メートル、瀬石のところで300メートル、点在する中で電気柵は設けておりますけれども、羅臼町はどうしても長い距離になりますので、全ての山・川を完全にすみ分けるというのは、なかなか厳しい中にございますので、議員御指摘のとおり、早急にそこはできるようにという努力はしていきますけれども、なかなか厳しいものがあるというのは、最後にお伝えさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、一般質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたしたいと思います。1時から再開いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第66号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第66号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の最終ページ、53ページをお願いいたします。

議案第66号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名につきましては、中村美和さん。

本籍、住所ともに目梨郡羅臼町富士見町4番地10。

生年月日、昭和50年11月12日生まれの50歳であります。

任期につきましては、令和8年1月25日から令和12年1月24日までであります。

中村氏につきましては、平成8年に札幌社会体育専門学校を卒業後、北洋銀行、計根別農協などにお勤めになられた後、羅臼町の株式会社漁火に入社され、令和2年にサロン i s a r i 美を開設されております。経験、識見とも適任でありますので、教育委員の任命

に議員皆様の御同意を賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。
これから、議案第66号を採決します。
この採決は起立によって行います。
議案第66号は、同意することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。
したがって、議案第66号は同意することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第53号 令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第53号令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案第53号令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算並びに、議案第54号から議案第65号まで、副町長並びに担当課長より説明をさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第53号令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,083万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5,592万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条は、地方債の補正であります。

地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金118万8,000円を追加し、2,944万4,000円。

2項負担金118万8,000円を追加し、2,769万4,000円。

漁港電気料の追加補正分の2分の1が羅臼漁業負担分となります。

14款国庫支出金906万5,000円を追加し、4億2,568万2,000円。

2項国庫補助金871万円を追加し、2億6,193万1,000円。

戸籍振り仮名事務に係るシステム改修に伴う社会保障・税番号制度システム整備事業補助金で63万8,000円。システムの標準化移行に係る費用等に対するデジタル基盤改革支援補助金が805万7,000円。要保護児童生徒援助費補助金が交付決定になったことで1万5,000円がそれぞれ追加となります。

3項国庫委託金35万5,000円を追加し、265万2,000円につきましては、国民年金システムの改修に伴う事務交付金となっております。

15款道支出金120万円を追加し、2億1,630万8,000円。

2項道補助金120万円を追加し、1億1,481万5,000円。

地域づくり総合交付金の追加となりますけれども、内訳につきましては、根室管内4町で連携して行う職員採用に向けた募集イベントを開催する事業費に対して、240万円の追加。移住・定住促進住宅改修工事が入札不調により事業が実施できなくなったことで、予定しておりました補助金170万円の減額。

また、住民税非課税の高齢者世帯や障害者世帯、独り親世帯などへ支援する福祉灯油事業に対して50万円の追加であります。

17款1項寄附金401万2,000円を追加し、7億1,529万円。

内訳につきましては、事業者1件と団体1件から81万2,000円の善意の寄附金を頂いたものでございます。

また、企業版ふるさと納税としての寄附金が4件で320万円を頂いております。

19款1項繰越金420万1,000円を追加し、1億6,962万7,000円。

歳出の財源調整として、前年度繰越金に求めるものでございます。

20款諸収入17万1,000円を追加し、3,672万4,000円。

3項雑入17万1,000円を追加し、2,633万2,000円。

北方領土問題対策協会からの国後展望塔管理委託金でございます。

21款1項町債100万円を追加し、2億3,980万円。

今年度予定しておりました移住・定住促進住宅改修工事の入札が不調となったことにより、移住・定住促進住宅整備事業債を800万円減額。

また、新たに地方債の借入としまして、幼小中給食費無償化事業債として900万円の追加であります。

歳入合計 2,083万7,000円を追加し、58億5,592万円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費10万2,000円を追加し、4,598万円。

人事院勧告に伴う職員の期末勤勉手当引上げに伴い、議会議員の期末手当につきましても同様に上げるものでございます。

2款総務費668万7,000円を追加し、18億6,651万6,000円。

1項総務管理費520万9,000円を追加し、17億7,431万2,000円。

内容につきましては、消防事務組合負担金が人事院勧告に伴う人件費や燃料高騰のほか、団員等の事業費縮小などを合わせて399万7,000円の追加。

また、善意の寄附金としまして、2件から81万2,000円を頂いておりますので、財政調整基金へ積立て。

企業版ふるさと納税寄附金が4件で320万円を頂いておりますので、企業版ふるさと納税基金へ積立てするものでございます。

管内4町で共通の課題となっております人材確保に向けた広域連携事業として、東京都内で募集イベントを行う経費343万8,000円。

また、人事院勧告に伴う国後展望塔管理に要する人件費17万1,000円。地域おこし協力隊1名が本年度内に町内で起業する予定でありますので、企業支援補助金として100万円。システムの標準化移行に係る自治体システム協議会負担金404万1,000円がそれぞれ追加となります。

なお、システム標準化に伴う経費につきましては、全額国庫補助金を見込んでおります。

また、移住・定住住宅の改修工事を予定しておりましたが、入札が不調となり、今後、冬期間の工事が難しいと判断して1,145万円の減額となります。

2項徴税费84万円を追加し、4,500万5,000円。

住民税過年度分公正申告及び法人税確定申告に伴い徴税還付金が不足したことによるものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費63万8,000円を追加し、1,688万1,000円。

改正戸籍法の戸籍振り仮名事務に関わるシステム改修費でございますけれども、全額国庫補助金を見込んでおります。

3款民生費754万3,000円を追加し、6億3,487万8,000円。

1項社会福祉費718万8,000円を追加し、5億216万6,000円。

内容につきましては、灯油価格の高騰により、住民税非課税の高齢者世帯や障害者世帯、独り親世帯などに対しまして、一世帯当たり1万円を給付する福祉灯油事業で280万8,000円の追加。

また、地域福祉計画の策定に要する経費で230万円の追加であります。この計画は、国が推進する地域共生社会の実現に向けた市町村が果たすべき中核的な責務と位置づけられているもので、策定の努力義務とされており、北海道からも策定への働きかけが行われている状況でございます。

なお、この計画を策定するに当たりまして、福祉ニーズを把握するための事前調査などを行う必要があります。計画を策定するためには時間を要することから、2か年での策定を目指すもので、債務負担行為補正を計上させていただいております。

また、令和6年度障害者自立支援給付費及び医療費の確定により、返還金として100万6,000円、特別会計繰出金として、国民健康保険事業特別会計繰出金に69万9,000円は、人事院勧告によるものでございます。介護保険事業特別会計繰出金に37万5,000円は、介護予防サービス給付費の増額によるもので、それぞれ追加となります。

3項国民年金システム事務取扱費35万5,000円を追加し、49万8,000円。

税制改正が行われたことによる国民年金システム改修費の追加であります。全額国からの交付金を見込んでおります。

4款衛生費272万円を追加し、7億3,019万8,000円。

1項保健衛生費272万円を追加し、3億2,394万円。

墓地の返還届が2件ありましたので、返還金として52万円の追加。

また、子ども医療費扶助につきまして、昨シーズンと今シーズンの流行性感染症の影響により医療費が増加しており、今後も流行性感染症の増加が想定されるため、220万円の追加となります。

5款農林水産業費237万6,000円を追加し、9,527万4,000円。

3項水産業費237万6,000円を追加し、7,732万8,000円。

漁港等に関する経費の電気料につきまして、過去3年間の平均利用料金を基に予算計上しておりましたけれども、決算見込みにより予算不足が生じることから、追加するものでございます。

8款教育費140万9,000円を追加し、5億6,311万9,000円。

4項幼稚園費38万9,000円を追加し、4,792万6,000円。

人事院勧告に伴う幼稚園保育補助員人件費の追加となります。

5項社会教育費42万円を追加し、7,209万3,000円につきましても、人事院勧告によるものでございますが、郷土資料館会計年度任用職員分でございます。

6款保健体育費60万円を追加し、1億8,161万5,000円。

各種体育団体派遣費助成でございますが、第3回定例会で専決補正を承認させていただきましたが、その後も各種大会におきまして、全道大会出場や全国大会への招待、北海道少年野球チームの選抜メンバーへの選出など、小中学生などの活躍により追加するものでございます。

歳出合計 2,083万7,000円を追加し、58億5,592万円となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。

1件の追加であります。

事業については、羅臼町地域福祉計画策定業務。

期間は、令和7年度から令和8年度であります。

限度額は、728万6,000円であります。

先ほどの補正の中でも触れさせていただきましたけれども、地域福祉計画は市町村が策定する福祉の基本方針であり、高齢者福祉計画や障がい者福祉計画、子ども・子育て支援計画など各分野の個別計画と連携しながら、地域福祉の総合的な推進役として機能するもので、それぞれの分野を横断して地域全体の福祉を底上げする基本計画であります。この計画は法的には努力義務とされており、北海道からも策定への働きかけが行われているところでございます。

計画を策定するに当たりまして、福祉ニーズを把握するための事前調査などを行う必要があります。計画策定までには時間を要することから、2か年での策定を目指すもので、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

次に5ページをお願いします。

第3表、地方債補正であります。

追加と変更がそれぞれ1件ずつあります。最初に追加であります。今年度から実施しております給食費の無償化事業に伴って、新たに地方債の借入れを見込むものでございます。

記載の目的は、幼小中給食費無償化事業債（過疎対策事業債）であります。

限度額は900万円。

起債の方法は、証書借入または証券発行。

利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率となるものでございます。

償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。

ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができるものでございます。

次に、変更であります。

起債の目的は、移住・定住促進住宅整備事業債（過疎対策事業債）であります。

限度額の800万円を全額減額するものでございます。

先ほどの事業費の減額補正で説明させていただいたとおり、今年度予定しておりました移住・定住住宅の改修工事につきまして、入札が不調となり、今後、冬期間の工事は難し

いとの判断から、減額変更するものでございます。

以上でございますが、事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第54号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第54号令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案6ページをお願いいたします。

議案第54号令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,243万8,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款国庫支出金1項国庫補助金4,000円を追加し、330万円。

内容としましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業について、令和7年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付が決定したため、追加をするものでございます。

3項道支出金20万5,000円を追加し、5億8,494万1,000円。

1項道補助金20万5,000円を追加し、5億8,494万円。

内容としましては、令和7年度人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費増額分の財源として、その8割分が特別調整交付金の補助対象となるため、追加をするものでござい

ます。

5款繰入金67万7,000円を追加し、5,633万9,000円。

1項他会計繰入金69万9,000円を追加し、4,885万2,000円。

内容としましては、令和7年度人事院勧告に伴う人件費増額分の財源として、ルール分の追加のほか、60歳から74歳までの高齢被保険者数割合が全国平均値を上回る団体に交付されるものが該当したことにより、追加となるものでございます。

2項基金繰入金2万2,000円を減額し、748万7,000円。

内容につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金及び財政安定化支援事業の交付が確定したことによる財源調整のため、減額をするものでございます。

歳入合計88万6,000円を追加し、9億4,243万8,000円となるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

5款保険事業費25万6,000円を追加し、1,793万1,000円。

1項保険事業費25万6,000円を追加し、1,327万2,000円。

内容としましては、令和7年度人事院勧告の実施に伴う会計年度任用職員の人件費増額分を追加するものでございます。

8款1項職員費63万円を追加し、1,641万7,000円。

内容としましては、令和7年度人事院勧告の実施に伴う職員2名分の人件費増額分を追加するものでございます。

歳出合計88万6,000円を追加し、9億4,243万8,000円となるものでございます。

なお、補正予算の詳細及び人事院勧告の実施に伴う給与費等の内訳並びに給与費明細につきましては、別冊資料、事項別明細書の24ページから33ページにかけて掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

また、当該補正予算につきましては、去る12月4日開催の令和7年第5回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり承認をいただいておりますことを御報告いたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第55号 令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計
補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第55号令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（七海隆之君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第55号令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ325万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,091万7,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

説明の都合上、歳出から御説明いたします。

11ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費に300万円を追加でございます。

補正理由は、介護予防サービス利用増加のため、給付費の増額が見込まれることから、補正するものでございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金に25万5,000円の追加でございます。

主な理由は、令和4年度、令和5年度分の介護給付費財政調整交付金の再確定に伴い、国庫補助金超過分を返還するものでございます。

歳出合計325万5,000円の追加となります。

10ページにお戻り願います。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金に60万円の追加でございます。

内容としましては、介護予防サービス利用増加のための給付の歳出増額に伴う国庫負担金の取扱い分のルール分の増額でございます。

続きまして、3款2項国庫補助金から15万円の増額です。

内容としましては、先ほどと同様の歳出増額に伴う国庫補助金のルール分の増額でござ

います。

続きまして、4款1項支払基金交付金から81万円の増額です。

内容としましては、先ほど歳出で御説明いたしました介護予防サービス給付費の歳出増額に伴う支払基金交付金の取扱ルール分の増額でございます。

続きまして、5款道支出金1項道負担金から37万5,000円の増額でございます。

内容としましては、先ほどと同様に歳出で御説明しました介護予防サービス給付費の歳出増額に伴う道負担金の取扱ルール分の増額でございます。

続きまして、7款繰入金1項他会計繰入金から37万5,000円の増額でございます。

内容としましては、先ほど歳出で御説明しました増額に伴う一般会計繰入金の取扱ルール分の増額でございます。

続きまして、2項基金繰入金から94万5,000円の増額でございます。

内容としましては、先ほど歳出で御説明しました増額に伴う介護給付費準備基金繰入金の取扱いルール分と、令和4年度、5年度分の介護給付費財政調整交付金再確定に伴う増額でございます。

歳入合計325万5,000円の追加となります。

歳入歳出合計325万5,000円を追加し、5億1,091万7,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、別冊資料の事項別明細書の34ページから39ページになりますので、後ほどお目通し願います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第56号 令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第56号令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の12ページをお願いいたします。

議案第56号令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところ

による。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,114万9,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料444万4,000円を追加し、6,950万円。

内容としましては、後期高齢者医療保険料の決算額を見込んだところ、当初予算を上回る見込みとなったため増額補正をするもので、主な要因としては、令和6年度の所得が上昇したことによるものでございます。

歳入合計444万4,000円を追加し、9,114万9,000円となるものでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金444万4,000円を追加し、8,867万1,000円。

内容としましては、歳入で御説明したとおり、後期高齢者医療保険料の増額を行うため、広域連合納付金につきましても同額を追加するものでございます。

歳出合計444万4,000円を追加し、9,114万9,000円となるものでございます。

なお、詳細につきましては、別冊資料、事項別明細書の40ページから45ページにかけて掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第57号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第57号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（湊 慶介君） 議案の15ページをお願いします。

議案第57号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

16ページをお願いします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

令和7年の人事院勧告により、ボーナスにつきましては6月期、12月期分を合わせて100分の2.5引上げし、合計支給月数を1.575月分とする改正を行うものであります。

改正条文であります。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

附則として、第1項は施行期日です。この条例は、公布の日から施行する。

第2項で、改正後の羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第5条第2項の規定の適用については、令和7年12月に支給する期末手当に限り、同条同項中「100分の157.5」とあるのは「100分の160」とする。

なお、参考資料の4ページ、資料3に本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第58号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（湊 慶介君） 議案の17ページをお願いします。

議案第58号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

18ページをお願いします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

2件ございまして、1件目は、職員が国や北海道など町外の関係機関に人事交流等で勤務する場合に、やむを得ず単身で生活することになった職員で、通勤距離から自宅から通うことができない一定の距離がある職員に対し、国や北海道に準じ、単身赴任手当の支給に関する制度を設けるものであります。

2件目は、令和7年の人事院勧告により、月齢給の平均改定率3.3%、ボーナスにつきましては6月期、12月期分を合わせて100分の5引上げし、期末手当と勤勉手当の合計支給月数を4.65月分とする改正を行うものであります。

改正条文であります。

第1条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の5の次に、次の1条を加える。

単身赴任手当。

第12条の6、赴任を契機としてやむを得ず単身で生活することとなった職員で、赴任前の住居から勤務庁までの通勤距離等が規則で定める一定以上の職員には、単身赴任手当を支給する。

第2項、単身赴任手当の月額は、3万円。（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

第3項、前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」を「、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2第5条関係、給料表は18ページから22ページに記載のとおりであります。

22ページをお願いします。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附則として、第1項は、施行期日等です。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項で、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第3項は、給与の内払です。

改定後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第4項は委任規定で、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

続きまして、2件目の人事院勧告による改正内容の詳細について説明をさせていただきますので、参考資料の5ページ、資料4をお開き願います。

今回の改正は人事院勧告による改正でありまして、月例給は民間給与との格差が1万5,014円3.62%、ボーナスでは民間の4.65月に対し、公務の平均支給月数4.60となっております。

給与改定の内容と考え方につきましては、(1)の俸給表の平均改定率として、若年層に重点を置き、1級が5.2%、2級が4.2%、全体では3.3%となります。

また、ボーナスにつきましては、民間の支給状況に見合うよう現行の4.6月分から4.65月分へ0.05月分が引き上げることとなります。

なお、実施時期につきましては、月例給が令和7年4月1日、ボーナスは条例公布の日とされております。

次に、給料の見直しについてであります。

これは、給料表における1級から6級の各号の額を引き上げるものでございまして、採用市場での競争力向上のため、初任給の大幅な引上げや若年層に重点を置きつつ、そのほかの職員も大幅に上回る引上げ、職務・職責を重視した俸給体制の整備を目的としたものでございます。

なお、実施時期につきましては、令和7年4月1日からを予定しております。

以上、令和7年人事院勧告の給与関係分に係る説明でございますが、本内容につきましては、職員労働組合にも御理解をいただいていることを御報告させていただきます。

また、今回の人事院勧告に伴う影響額につきましては、全会計分を合わせまして、報酬は516万5,000円、給料は1,592万4,000円、期末勤勉手当は約944万7,000円、共済費は約195万4,000円、退職手当組合負担金は162万8,000円の合計で3,414万8,000円の増となるものであります。

なお、参考資料の6ページから10ページにかけての資料5に、本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第59号 羅臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第59号羅臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の24ページをお願いいたします。

議案第59号羅臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。

羅臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

25ページをお願いいたします。

羅臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

制定する条文につきましては、25ページから33ページに掲載をしておりますが、制定内容等につきましては、参考資料にて御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは参考資料の11ページ、資料6、本条例の概要をお開き願います。

羅臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要でございます。

制定の理由でございますが、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を

改正する法律により、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が創設され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

1の条例の概要でございます。

本条例は、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例となっております。

次に、条例で規定する主な事項についてでございますが、目次、第1章総則。

条項第1条から第5条にかけてですが、第1章は総則で、本条例の趣旨、定義、最低基準の目的等、最低基準と乳児等通園支援事業者、乳児等通園支援事業者の一般原則について、基本的事項を規定しております。

目次、第2章乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準。

第1節通則。条項第6条から第19条にかけては、乳児等通園支援事業者と非常災害、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件、乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、食事の提供を行う場合に備える設備、乳児等通園支援事業所内部の規程、乳児等通園支援事業所に備える帳簿、秘密保持等、苦情への対応について、乳児等通園支援事業の通則を規定しております。

目次、第2章第2節乳児等通園支援事業の区分。

条項第20条は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の区分について規定をしております。

目次、第2章第3節一般型乳児等通園支援事業。

条項第21条から第25条にかけては、設備の基準、職員の基準、設備及び職員の基準の特例、乳等通園支援の内容、保護者との連絡について、一般型乳児等通園支援事業の基準を規定しております。

目次、第2章第4節余裕活用型乳児等通園支援事業。

条項第26条第27条は、設備及び職員の基準、第24条及び第25条の規定の準用について余裕活用型乳児等通園支援事業の基準を規定しております。

目次、第3章雑則。

条項第28条は、電磁的記録等について書面等により行うことが規定されているものを、当該書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定しております。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第23条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

ここで、2時5分まで休憩いたします。2時5分から再開いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第60号 羅臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第60号羅臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の34ページをお願いいたします。

議案第60号羅臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について。

羅臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

35ページをお願いいたします。

羅臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

制定する条文につきましては、35ページから44ページに掲載をしておりますが、制定の内容等につきましては、参考資料にて御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは参考資料の12ページ、資料7、本条例の概要をお開き願います。

制定理由でございますが、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が創設され、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

1の条例の概要でございます。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例となっております。

次に、条例で規定する主な事項についてですが、目次、第1章総則。

条項第1条、第2条は、第1章は総則で、本条例の趣旨及び特定乳児等通園支援事業者が全ての子供が健やかに成長するために、適切な環境が等しく確保されることを目指すため、一般原則を規定しております。

目次、第2章特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準。

第1節利用定員に関する基準。

条項第3条は、第1項で、特定乳児等通園支援事業者が1時間当たりの利用定員について。第2項において、特定乳児等支援給付認定子どもが利用する時間数、事業所が開設する日数及び時間その他の事情を考慮して、一月当たりの利用定員を定めることを規定しております。

目次、第2章第2節運営に関する基準。

条項第4条から第32条は、面談、提供拒否の禁止、あつせん及び要請に対する協力、認定証に記載された事項の確認、認定の申請に係る援助、心身状況等の確認、特定教育・保育施設等との連携、通園支援の提供の記録、通園支援に関する費用の額の受領、給付費の額に係る通知等、通園支援の取扱方針、通園支援に関する評価等、相談及び援助、緊急時等の対応、認定保護者に関する市町村への通知、運営規程、勤務体制の確保等、利用定員の遵守、掲示等、認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携等、事故発生の防止及び発生時の対応、会計の区分、記録の整備等について、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準を規定しております。

目次、第3章雑則。

条項第33条は、電磁的記録等について書面等により行うことが規定されているものを、当該書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定しております。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第61号 羅臼町企業立地振興条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第61号羅臼町企業立地振興条例の一部を改正

する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 議案45ページをお願いいたします。

議案第61号羅臼町企業立地振興条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町企業立地振興条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

46ページをお願いいたします。

羅臼町企業立地振興条例の一部を改正する条例。

改正理由でございます。

今回の改正は、当町における産業振興及び雇用機会の拡大を目的として、企業の新規参入等を促進するため、現行の羅臼町企業立地振興条例に、工場等の新設に係る整備投資に対して補助金を交付する制度を追加するものであります。

改正条文でございます。

羅臼町企業立地振興条例の一部を次のように改正する。

第4条中「第2号」を「第3号」とし、第1号の次に、次の1号を加える。

第2号工場等設備投資補助金。

第5条中「第2号」を「第3号」とし、第1号の次に、次の1号を加える。

第2号工場等設備投資補助金の額は、工場等を立地するために要した設備投資額（土地の取得価格を含む。）のうち、町長が工場等の用に供したと認める設備投資額の100分の25に相当する額（その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円）とする。ただし、その対象は工場等の新設に限ることとする。

附則としまして、この条例は令和8年1月1日から施行する。

なお、参考資料の13ページから14ページ、資料8にて制度の概要を、15ページ、資料9にて新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第16 議案第62号 羅臼町立学校設置条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第62号羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（八幡雅人君） 議案の47ページをお願いいたします。

議案第62号羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

48ページをお願いいたします。

羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例。

このたびの改正理由でございますが、令和8年3月31日をもって、羅臼町立羅臼小学校及び羅臼町立春松小学校をそれぞれ廃校し、令和8年4月1日より新たに羅臼町立知床未来小学校を開設するに当たり、羅臼町立学校設置条例の一部を改正するものであります。

改正条文です。

羅臼町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表1中「羅臼町立羅臼小学校」を「羅臼町立知床未来小学校」に改め、「同春松小学校」及び「羅臼町八木浜町190番地」を削る。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行する。

なお、参考資料16ページ、資料10に羅臼町立学校設置条例新旧対照表を添付しておりますので、お見通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第17 議案第63号 羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第63号羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（八幡雅人君） 議案の49ページをお願いいたします。

議案第63号羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

50ページをお願いいたします。

羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

改正条例です。

このたびの改正理由につきましては、令和8年3月31日をもって、羅臼町立羅臼幼稚園及び羅臼町立春松幼稚園をそれぞれ廃園し、令和8年4月1日より新たに羅臼町立知床未来幼稚園を開設するに当たり、羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正するものであります。

また、教育基本法の全文改正が行われていることから、法律番号の修正を併せて行うものであります。

羅臼町立幼稚園設置条例の一部を次のように改正する。

改正条文です。

第1条中、教育基本法の改正に合わせて、「昭和22年法律第25号」を「平成18年法律第120号」に改める。

第2条の表中「町立羅臼幼稚園」を「羅臼町立知床未来幼稚園」に改め、「町立春松幼稚園」及び「羅臼町八木浜町407番地」を削る。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行する。

なお、参考資料17ページ、資料11に羅臼町立幼稚園設置条例新旧対照表を添付しておりますので、お見通し願います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第18 議案第64号 財産の取得について

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 議案第64号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） 51ページをお願いします。

議案第64号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1の取得物件は、海洋観測機器3台。

2の取得の目的は、羅臼海域の海水温や塩分濃度などのデータ取得のため。

3の取得価格は、963万7,210円。

4の取得の相手方は、住所、北海道小樽市長橋2丁目10番1号。氏名、大橋資材株式

会社代表取締役、遠藤文寿男でございます。

購入理由でございますが、水産業従事者の生活基盤の安定化を図るため、海水温や塩分濃度等の海洋環境の変化を綿密に把握し、水産資源の維持増大を図ることを目的とした海洋モニタリングシステムを搭載した海洋観測機器の導入をお願いするものであります。

なお、購入機器の詳細につきましては、別冊参考資料の18ページ、資料12に掲載しておりますので、後ほどお目通しに願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第19 議案第65号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の
変更について

○議長（佐藤 晶君） 日程第19 議案第65号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鹿又明仁君） 議案の52ページをお願いいたします。

議案第65号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間といたしまして作成しております羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画に、世界水準の観光づくり事業、子ども医療費助成事業、学校給食費無償化事業のこの3事業を実施するため、記載事項の一部修正、さらには事業内容等の追加を行うもので、今後におけます事業実施に当たりまして、有利な過疎対策事業債の活用を見据えた変更となるものでございます。

なお、北海道との協議につきましては、令和7年10月15日に終了し、同意をいただいているところでございます。

詳細につきましては、別冊参考資料の19ページ、資料13、羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更新旧対照表で御説明いたしますので、参考資料の19ページを開き願います。

新旧対照表の19ページになります。左側が変更後、20ページになりますが、右側が変更前をそれぞれ記載しております。

上段の目次では、4、地域における情報化の(2)その対策の記載項目を「通信施設の適切な整備」に修正し、9、教育の振興では、(1)現況と問題点の学校教育の推進に「町立小学校・幼稚園の適正配置」を追加するものでございます。

中段の3、産業の振興では、地域資源を生かした観光コンテンツの整備の本文に、「世界自然遺産を有する町として、高付加価値型の観光地域づくりを推進しながら、地域活性化と地域課題の解決につなげる必要がある。」を追加するものでございます。

下段の同区分、観光の振興につきましては、(3)地域資源を生かした観光コンテンツの整備の本文を、「知床の自然美などの優れた観光素材のポテンシャルを最大限に活用し、世界自然遺産を有する町として、高付加価値型の観光地域づくりに計画的に取り組み、地域活性化と地域課題の多面的な解決を図りながら、魅力的なコンテンツを創出し観光客誘致を推進する。」に修正し、主要な施策の項目に「世界水準の観光地域づくり事業の実施」を追加するものでございます。

続きまして21ページをお願いいたします。

上段の3、産業の振興では、事業計画の表中、持続的発展施策区分の3、産業の振興。

事業名、「観光」の欄に新たに事業内容といたしまして、「知床らうす産業祭、羅来楽開催事業。」

過去の羅臼町の「祭り・イベント」の文化・伝統を継承し、知床羅臼の自然、食、観光などの魅力に触れることができる産業祭であり、実行委員会方式のこのイベントは、協働のまちづくりの一環として非常に大きな役割を担っている。来場者参加型プログラムや地域資源の地産地消を拡大し、PRすることで大きな経済効果が期待される。

事業主体といたしまして、「実行委員会。」

備考欄に「当該事業は観光PRのみならず、実行委員会方式で開催するなど、地域住民の参画による協働のまちづくりの推進の一部を担う事業であり、観光産業の振興やまちづくり、文化継承、郷土愛醸成、地域人材育成など、将来にわたって寄与するものである。」を追加するものでございます。

次に、事業内容といたしまして、「世界水準の観光地域づくり事業。」

優れた観光のポテンシャルを最大限に活用しながら、インバウンド旅行者等をターゲットにした高付加価値型の世界水準の観光地域づくりを推進する。

事業主体といたしまして、「町」が入ります。

備考欄には「当該事業は当町の重要な産業である観光の根幹を定めるものであり、企業誘致や新たな産業、雇用の創出につながることを期待でき、その効果は将来にわたって寄与するものである。」をそれぞれ追加するものでございます。

中段の7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、主要な施策の項目に「子ども医療費助成事業の実施」を追加するものでございます。

下段の同区分3、計画の事業計画の表中、事業名、児童福祉の欄に、新たに事業内容といたしまして、「子ども医療費助成事業。」

18歳以下の子供の医療費を助成することで、安心して子育てができる環境を整え、疾病の早期発見と治療を促進しながら、次代を担う子供の福祉を増進する。

事業主体といたしまして、「町」が入ります。

備考欄には「将来世代が健やかに成長するための事業であり、町の持続的発展に寄与するものである。」をそれぞれ追加するものとさせていただきます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

上段の9、教育の振興では、教育環境の充実に「また、成長期の最中にある園児・児童生徒の心身の健全な発達につながる学校給食については、栄養バランスのとれた食事による健康の増進に加え、地元漁業者の協力の下、地場産品を使ったメニューが提供され、地域の食文化への理解を深めるための食育教材としての役割も担っている。」を追加するものとさせていただきます。

中段の同区分、学校教育の推進では、(3)教育環境の充実に「心身の健やかな成長と」を追加し、主要な施策の項目に「学校給食費無償化事業の実施」を追加するものとさせていただきます。

下段の同区分(3)計画では、事業計画の表中、新たに事業名(4)過疎地域持続的発展特別事業。

事業内容といたしましては、「学校給食費無償化事業。」

保護者の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の整備を推進する。

事業主体といたしましては、「町。」

備考欄には「将来世代が健やかに成長するための事業であり、町の持続的発展に寄与するものである。」をそれぞれ追加するものとさせていただきます。

続きまして25ページをお願いいたします。

ここでは、関係資料の令和3年度から令和7年度事業計画の表中、持続的発展施策区分、3、産業の振興。

事業名、「観光」の欄に、新たに「知床らうす産業祭、羅来楽開催事業。」

事業内容といたしまして、過去の羅臼町の「祭り・イベント」の文化・伝統を継承し、知床羅臼の自然、食、観光などの魅力に触れることができる産業祭であり、実行委員会方式のこのイベントは、協働のまちづくりの一環として非常に大きな役割を担っている。来場者参加型のプログラムや地域資源の地産消費を拡大、PRすることで大きな経済効果が期待される。

事業主体といたしましては、「実行委員会」を追加し、同じく観光の欄に「世界水準の観光地域づくり事業。」

事業内容といたしましては、優れた観光のポテンシャルを最大限に活用しながら、インバウンド旅行者等をターゲットに高付加価値型の世界水準の観光地域づくりを推進する。

事業主体に、「町」を入れます。それぞれ追加するものとさせていただきます。

次に、持続的発展施策区分7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び

増進。

事業名、「児童福祉」の欄に新たに、「子ども医療費助成事業。」

事業内容といたしまして、18歳以下の子供の医療費を助成することで、安心して子育てができる環境を整え、疾病の早期発見と治療を促進しながら、次代を担う子供の福祉を増進する。

事業主体といたしましては、「町」を追加するものでございます。

次に、持続的発展施策区分に、新たに「9、教育の振興」

事業名（4）過疎地域持続的発展特別事業のその他、「学校給食費無償化事業。」

事業内容といたしまして、保護者の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の整備を推進する。

事業主体といたしましては、「町」を追加するものでございます。

以上のとおり、羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更を上程するものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、12月11日は、午前10時開議といたします。

議事日程は当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員